

第10回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和5年1月10日(火) 15:00~17:10

2. 開催場所 役場本庁2階 庁議室

3. 出席委員 (18名)

早川 忠博 会長	友清 茂利 委員
平山 正和 会長代理	上野 弘 委員
山本 容子 委員	松本 一彦 委員
伊藤 幸市 委員	川波 邦臣 委員
村井 辰男 委員 (欠席)	内堀 誠 委員
高倉 博行 委員	平田 英司 委員
行武 太恵子 委員	平山 忠志 委員
内藤 茂正 委員	有田 和豊 委員
山下 英次 委員	倉掛 誠 委員
井上 治康 委員	

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 報告第3号 農地所有適格法人の資格承認申請届について
- 議案第1号 令和5年1月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地改良行為届について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第4号 農地転用計画変更申請について(5条知事許可変更)
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

内藤 茂正 委員、 山下 英次 委員

7. 事務局出席者

事務局長 堀内 明、 係長 徳永 理恵、 真鍋 翔太

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和4年度第10回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、4番村井委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は定員19名中18名で過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。7番 内藤委員と8番 山下委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号7を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ、委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。 (報告第2号 番号1～番号3を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。

9 番	番号3について、提出の理由を詳しくお伺いします。
事務局	以前の総会で息子さんへ経営移譲されていたのですが、親御さんが農業事業も含め様々な事業を行ってあり、運営をするにあたって経営主でなければならないので、経営移譲をやり直し、元に戻したいとご相談があったところです。
議長	その他、質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 報告第3号 農地所有適格法人の資格承認申請届について、事務局より、説明をお願いします。
事務局	議案書4ページをお開きください。 報告第3号 農地所有適格法人の資格承認申請届について 上記について、次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、農業生産法人の資格承認申請届が提出されたので報告する。 (報告第3号を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第3号 農地所有適格法人の資格承認申請届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第3号について 何かご質問はございませんか。
16番	構成員が1人となっていますが、問題はないのでしょうか。
事務局	生産法人として法務局で登記されてありますので、問題ないと思います。法人は農地所有適格法人でなければ、3条で農地を取得することができません。法人としての売上の過半数が農業部門である、また取締役が年間150日以上農業に携わっている、ということであれば農地所有適格法人として認められるとなっております。この後の議案第3号の申請にも関わりますので、承認していただければと思います。
16番	他の市町村でも農業をしているのですか。
事務局	〇〇市ではすでに農地を所有されています。ただ、農地の所在するそれぞれの自治体で農地所有適格法人の承認を受けなければならないため、承認申請されてあります。〇〇市で農地所有適格法人の承認を受けているのは確認しております。
議長	その他、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、報告第3号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和5年1月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書5ページをお開きください。 議案第1号 令和5年1月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付、会長名でございます。 (議案第1号を読みあげる)

事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議長	議案第1号 令和5年1月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地改良行為届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。本日付、会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。
	(議案第2号を読みあげる)
事務局	なお、場所、計画図につきましては、別紙の配置図2ページから4ページをご覧ください。 2ページを見ていただきますと、○で囲っている縞模様の部分が登記上の水路ですが、実際はこの場所に水路はありません。4ページの左上の図を見ていただきますと、中央に①既存Uとあります。その部分が現況の水路となっております。 現況が登記とは違う場所にあるため、水路の整理をしなければ登記もできないということで、今回、水路について付け替えるための農地改良を行います。その後、町と申請者との水路の交換を行う予定となっております。 以上ご提案申し上げます。
議長	議案第2号 農地改良行為届について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。
9番	問題ないと思います。
議長	それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	議案第2号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案書 9 ページをお開きください。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第 3 条の規定による許可申請書が農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図 5 ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10 ページの調査書の番号 1 をご覧ください。この件に関しまして、農地法第 3 条第 2 項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。ここで、農地法 3 条の許可申請で、譲受人が町外者の場合には、譲受人本人より、直接、営農計画等の説明を求めています。本日総会にお呼びしております。</p> <p>〇〇さん入室をお願いします。</p> <p>(入室後に)</p>
議 長	<p>それでは、農地取得後の営農計画について、本人より、ご説明をお願いします。</p>
申請人	<p>初めまして、〇〇市で農業生産法人を営んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。無農薬でお米等を生産しており、事業の中で、介護施設へのお米の寄附をしたりしています。今回の申請地の近くにも介護施設がございまして、申請地で生産したのも、そういった活動に使わせていただければと考えています。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、〇〇さん、ご説明ありがとうございました。退室をお願いします。</p> <p>(退室後に)</p>
議 長	<p>それでは、採決に移ります。</p> <p>議案第 3 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 3 号の番号 1 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 3 号の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号 2 を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図 6 ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10 ページの調査書の番号 2 をご覧ください。この件に関しまして、農地法第 3 条第 2 項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 2 について、事務局の説明が</p>

	<p>終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 3 号の番号 2 に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 3 号の番号 2 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 4 号 農地転用計画変更申請についての番号 1 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 1 1 ページをお開きください</p> <p>議案第 4 号 農地転用計画変更申請について</p> <p>上記について、次のとおり提出する。本日付、会長名でございます。理由 農地法に係る事務処理要領第 4 の 6 の (3) のエの (イ) の規定により、農地転用計画変更申請書が提出されたので、審議を求める。</p>
	<p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>転用計画の詳細につきましては、あとの議案第 5 号の番号 4 で出てきますので、そちらで改めて説明させていただきます。</p> <p>以上、ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第 4 の番号 1 について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、それでは、何か質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 4 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 4 号の番号 1 は、全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 1 2 ページをお開きください。</p> <p>議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 条知事許可分 本日付 会長名でございます。理由 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 1 5 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
	<p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は現在住んでいるアパートが手狭となったために、申請地に 2 階建て、建築面積 2 9 . 0 5 坪の自己用住宅を建築し、転居する計画となっております。今回の転用は自己用住宅ということですが、面積が 9 6 3 ㎡と大きくなっております。本来 5 0 0 ㎡くらいが妥当な面積と言われておりますが、申請者は施設の送迎バスの運転をしているということで、自宅に乗り入れることもあるため、旋回等をする必要があるため広い面積が必要だということを知っております。申請地は多少の盛土を行い、雨水排水については既存の側溝</p>

	<p>に流す計画となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がり概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
15番	<p>工事車両が通行する際に、法面などを崩さないように注意してもらいたいと思っています。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p>
17番	<p>送迎バスが通るといことですが、道が狭いので、地元とよく話をさせていただいて、問題がないようにしていただければと思います。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。不動産業を営む譲受人は、申請地に月極駐車場を整備し、収入を得る計画となっております。申請地には10cmほど砂利を敷き、雨水については既存の水路に放流する計画です。なお、他の法令の許可等についてはありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可となっております。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号2について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
16番	<p>申請地に行くための道路が狭いので、駐車場として問題がないかどうか気になっています。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p>
15番	<p>現地確認をした際に近隣の方と話をさせていただきましたが、道が狭かったので私道を購入し</p>

	たとのことでした。私も工事車両が通れないのではと思います。そこはどうされるのでしょうか。
事務局	県との現地確認の際にも道幅の狭さは指摘されていましたが、通れないこともないのではないかと、という判断をされていました。ただ、業者の方へ、工事の際にどうされるかの確認まではしていないので、確認をしておきたいと思います。転用理由が駐車場のため、都市計画の開発協議がかかってこないのではないかと思いますので、そちらも併せて確認を取りたいと思います。
17番	普通車は通れる道ですか。
16番	ギリギリ通れるかどうかですね。
事務局	道の奥にも住宅があるので、生活に支障のないようになってはいるはずですが。
12番	そもそも、この狭さでは町道として認められていないのではありませんか。
事務局	町道として認められているかどうかについては、確認をしたいと思います。
16番	現在駐車場となっている隣の土地について、ゆくゆくは購入を考えているというような話もありましたので、そちらから入れるようにするのかもしれませんが。
15番	許可をしたとして、実際には通れなかったとなれば問題になるのでは。
議長	業者の方に、どう考えているのか確認をした方がいいと思います。
9番	問題があると分かっている状況なら、担当委員からきちんと業者に言って、承諾する前に対応してもらわないといけないと思います。
議長	その他、ご質問はありますか。 (質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (反対多数)
議長	議案第5号の番号2は反対多数にて継続協議といたします。
事務局	少しよろしいでしょうか。審議の内容について、申請地を転用することによって周りの農地に支障が出てくるか、という部分に焦点を当てて審議を行うと、問題はないように思うのですが。
16番	確かに、農地として支障はありませんね。
事務局	周囲の道路が問題になっているというのは、否決の理由として適当なのか気になるところです。農地だけで考えれば、用途地域で転用に問題はないので、農業委員会としては否決しても、進達して県が許可すれば転用は可能になると思われます。県に進達せずに業者に確認をするということでもよろしいでしょうか。
17番	転用理由が駐車場となっているので、車の出入りに支障がないかが問題になっているのだと思います。
7番	農地法として問題がなくても、転用理由通りの利用に支障が出るのであれば問題だと思います。

事務局	農地法上では問題なくても、周囲への影響で問題があるということですね。
16番	道路に面した隣接の駐車場を一体利用すれば問題なくなるかもしれません。
18番	道幅に決まりなどはないのですか。
事務局	ないと思われます。
12番	駐車場として車の出入りが頻繁にあるだろうことを考えたら、やはり賛成はできないと思います。
議長	隣接する駐車場も売買する計画があるというのなら問題はなくなるのだから、業者に確認を取って見たらどうでしょう。
事務局	では、一旦業者に確認を取って、再度申請をしてもらおうということで話をしてみます。
議長	では、次にまいります。 議案第5号の番号3について、事務局より説明をお願いします。
	(番号3を読みあげる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建設業を営む譲受人は、隣接する宅地と申請地を一体利用し、造成し宅地として販売する計画です。区画は5区画、1区画約180～210㎡を計画しています。境界にはコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防ぎます。雨水排水についてはU字側溝を新設し放流する計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。通常農地法において造成のみの転用は認められておりませんが、用途地域内の農地で宅建業の許可を持つものの転用であれば例外的に可能となっております。 一般基準につきましては、申請の目的、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議長	議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。
16番	一体利用地は空き家になっており、道路幅についてはセットバックし拡張する計画ですので、特に問題はありません。
議長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
15番	一体利用の宅地に社がありましたが、あれも取り壊すのですか。
16番	宅地に住んでいた方が個人的に建てられたものですが、現在は管理もされていないので、一緒に取り壊される予定です。
議長	その他、ご質問はありませんか。 (質問なし)

議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建築業を営む譲受人は、1棟10戸の共同住宅を建築し、家賃収入を得る計画です。申請地は道路より低いため盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水排水については、新設の雨水桝を設置し放流する計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可となっております。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号4について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
12番	<p>北西の角は道が狭いのでセットバックしてもらおうことになっています。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。こちらの申請が、第4号議案でご審議いただきました計画変更のあった案件でございます。介護施設を計画予定でありました譲渡人が、計画を見直す必要があるということから、親会社である譲受人に事業継承を行ったものでございます。</p> <p>建設業を営む譲受人は、隣接する宅地と申請地を一体利用し、造成して宅地として販売する計画です。区画は6区画、1区画約165～200㎡を計画しています。境界にはコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防ぎます。雨水排水については既存の水路に放流する計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。通常農地法において造成のみの転用は認められておりませんが、用途地域内の農地で宅建業の許可を持つものの転用であれば例外的に可能となっております。</p>

	<p>一般基準につきましては、申請の目的、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 5 について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
1 6 番	<p>勾配が逆になっているため、既存の水路だけでは溢れてしまうのではないかと思います、申請地内に新規で側溝を設けられないかと話をしましたが、必要ないと言われました。</p>
事務局	<p>既存の水路に接続するために必要な申請や協議は行っているとの確約書はいただいています。ただ、勾配についての話は伺っていなかったもので、建設課とどういった話になっているのかは確認したいと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p>
7 番	<p>今まで雨水排水は問題なかったのですか。</p>
1 6 番	<p>今までは農地だったので地面に浸み込んでいた分も、宅地になれば側溝に流れるので大雨の際に溢れるのではと心配しています。</p>
9 番	<p>そういった問題は、議題に挙げる以前に解決しておく話なのではありませんか。</p>
1 6 番	<p>地元で説明会が開かれ、住民への説明はあっています。</p>
9 番	<p>担当委員は了解したのですか。</p>
事務局	<p>区長、水利委員、農業委員のサインをいただいています。</p>
1 1 番	<p>サインがあるということは承諾したということですか。</p>
1 6 番	<p>計画変更前の申請には承諾しましたが、今回の案件には承諾できていません。</p>
事務局	<p>申請の書類には、今回の申請分のサインがあります。</p>
1 7 番	<p>既存の側溝はどういう状態ですか。</p>
1 6 番	<p>広い道との接続が悪く、勾配もあまりないので、狭い道で溢れるのではと思っています。</p>
1 5 番	<p>業者からしてみたら既存の水路があるのだから、新しく作る必要はないという考えになりますよね。</p>
事務局	<p>どこまでの対応を業者に求めるのか、という話にもなります。</p>
1 5 番	<p>結局のところ、工事の際に敷地内に新規の側溝を設けてもらうように言うしかないと思います。</p>
事務局	<p>建設課の方でどうなっているかの確認をしたいと思います。ただ、申請の書類では区長と水利委員は無条件承諾をしているので、何故申請前に何も言わなかったのかという話にもなります。</p>
1 6 番	<p>建設課からは必要ないと言われたそうです。</p>

18番	書類上は、区長も水利委員も農業委員も承諾しているのだから問題はないはずです。
16番	許可をして一度建ててしまったら後からはどうしようもないと思います。
18番	もし大雨等で溢れてしまうことがあれば、建設課の方に改良してもらおうように言えばいいのではありませんか。
事務局長	宅地だけでなく道路などの雨水も流入するので、建設課が認めたくてもし溢れたとなれば、建設課にも責任がでてくると思います。地元と建設課とでしっかりと話しておく必要があります。
事務局	建設課で必要ないと言われたとのことなので、その辺りは確認したいと思います。
議長	担当委員から問題があると言われれば、ほかの委員も賛成はできません。問題を解決してから総会に挙げるようにしてください。
議長	その他、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員反対)
議長	議案第5号の番号5は全員反対にて継続協議といたします。次にまいります。 議案第5号の番号6について、事務局より説明をお願いします。
	(番号6を読みあげる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建設業を営む譲受人は、申請地を造成し、宅地として販売する計画です。区画は3区画、1区画約165㎡を計画しています。申請地は道路より低いため、30cmほど盛土を行い、境界にはコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防ぎます。雨水排水については既存の側溝に放流する計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。通常農地法において造成のみの転用は認められておりませんが、用途地域内の農地で宅建業の許可を持つものの転用であれば例外的に可能となっております。 一般基準につきましては、申請の目的、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議長	議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号6について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。
3番	周囲を宅地に囲まれた農地ですので、特に問題はありません。
議長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)

議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第 5 号の番号 6 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 5 号の番号 6 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 6 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 1 4 ページをお開きください。 議案第 6 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。 理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化 あっせん事業実施要領 5 の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求めます。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 平山会長代理、山下委員 場所につきましては、別紙の配置図、2 5 ページをご覧ください。</p> <p>(番号 2 を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 平山会長代理、山下委員 場所につきましては、別紙の配置図、2 6 ページをご覧ください。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 6 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明 が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。 議案第 6 号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第 6 号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第 5、次第 6、次第 7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第 5 その他</p>
事務局	<p>次第 6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第 7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これもちまして、第 1 0 回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>1 7 : 1 0 終了</p>

